

住民監査請求に係る監査結果

(令和6年11月22日請求分)

令和7年1月16日

滋賀県監査委員

目 次

第1	監査の請求	1
1	請求の要旨	1
2	請求者	14
3	請求のあった日	14
第2	請求書の受理	14
第3	監査	15
1	請求人の証拠の提出および陳述	15
2	関係職員等の陳述	18
3	監査の実施	20
第4	監査の結果	20
1	監査の対象に係る請求人の主張	20
2	事実関係の確認	21
3	判断	28
第5	請求の措置に対する判断	31

第1 監査の請求

1 請求の要旨

(1) 請求の要旨（個人名および事業者名以外、原文のまま）

1 はじめに

監査請求人らは、滋賀県に対し、滋賀県職員であるA氏が、2024年（令和6）年3月25日付で決裁権者として行った、滋賀県条例等に違反する違法な物品処分決定によって滋賀県に生じた損害につき、賠償請求を行う措置を行うことを求め、本件住民監査請求を行う。

以下、本件住民監査請求を行う理由、根拠について詳述する。

2 滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例

(1) 滋賀県の条例である、「滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例」（以下、「本件条例」という。）においては、滋賀県の設置する滋賀県立長寿社会福祉センターにおいて行わなければならない業務として、「福祉用具等の展示および普及」（本件条例2条4号）、「福祉用具に係る利用者の相談に基づく改造および製作ならびに技術の開発」（同5号）、「福祉用具に係る技術についての関係機関等に対する指導」（同6号）が規定されている。

そして、本件条例は、「第2条各号に掲げる業務」について、知事が指定管理者に業務委託することを可能としている（本件条例10条1項1号）。知事から委託を受けた指定管理者は、管理業務を行うにあたり、関係する法令、条例および規則を遵守し、適正にセンターの運営を行わなければならない（本件条例13条1項1号）。

(2) 本件条例の規定を受け、滋賀県立長寿社会福祉センター内の施設である滋賀県福祉用具センター（以下、「福祉用具センター」）について、滋賀県知事は、滋賀県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）を指定管理者として、その業務の委託を行っている。

滋賀県と県社協との間の、福祉用具センターの管理についての委託契約（以下、「本件委託契約」という。）においては、県社協が福祉用具センターの指定管理者として行わなければならない業務内容として、本件条例2条5号に定められる、「福祉用具に係る利用者からの相談に基づく改造および製作ならびに技術の開発」を明記している。また、本件委託契約では、指定管理者である県社協は、管理業務の全部または一部を第三者に委託することを禁止されている。

3 福祉用具センター設置の趣旨

(1) 福祉用具センター設置の趣旨

ア 滋賀県福祉用具センターは、1993（平成5）年に「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」が制定されたことを受け、同法が地方公共団体の責務を明確化したこと（同法4条2項及び3項）に伴い、設置されたものである。その設置趣旨や、行われるべき事業内容については、設置基本構想策定調査を行った、財団法人レイカディア振興財団が報告書にまとめている（甲1）。

その報告書にも明らかなとおり、福祉用具センター設置において求められる9つの機能のうち、2番目に「改良・改造機能」が、3番目に「研究開発機能」が挙げられている（甲1・報告書4頁）。そして、福祉用具センターにこれらの機能を備えるために必要となるスタッフ構成として、真っ先に、「機械工学系技術者」が挙げられている（同報告書7頁）。

イ 福祉用具センターには、358.44 m²の「工作室」が設置されている。

後述のとおり、工作室の広さは、福祉用具センターの床面積の約4分の1である。そして、工作室には、約30台にもものぼる、木工・金属工・樹脂工用機械が配備されていた（甲2、甲3・2頁及び5頁参照）。福祉用具の改造製作業務を行ってきた、機械工学系技術者職員が業務を行っていた場所は、この工作室である。

福祉用具センターの類似施設である公の施設、「なごや福祉用具プラザ」には、54 m²の「工房」しかない（甲4）。福祉用具センターにおいて、358.44 m²もの広さの工作室が設置され、そこに機械技術者でなければ使用できない工作機械が多数設置されている中で、財団法人レイカディア振興財団の報告書において、必要となるスタッフの筆頭に機械技術者が挙げられているのは、工作室に設置された設備・機器を用いる機械技術者が設置構想の当初から必須とされており、福祉用具センターの設置趣旨が、工作室において福祉用具の改造製作を行うことを当然の前提としていたことを示す。

(2) 本件条例制定過程

ア 本件条例制定過程は、以下のとおりである。

イ 財団法人レイカディア振興財団は、先に述べた報告書（甲1）をまとめるのに先立ち、1994年10月、滋賀県の地方公共団体職員や福祉事業関係者を構成員とする調査団にて、デンマーク・スウェーデンの高齢者福祉視察調査を行っている（甲5）。その調査においては、デンマークの国立補助器具研究所では、「画一的な補助器具では、ユーザーにとって不十分であり、結果的に個々のニーズに合わせて作った方が、経済的にも得策であった」（同下の頁数で9頁）、スウェーデンの県立補助器具センターでは、補助器具の支給において「基本的には、その人に一番適応したものを与えるが、それでも合わない、使い難い所があれば、その人に合わせて改造又は作り直す」とのやり方をとる（同下の頁数で23頁）との知見が得られている。

財団法人レイカディア振興財団が、先に述べた報告書（甲1）にて福祉用具センター設置構想をまとめたのは、この北欧調査によって得た知見に基づく。

ウ 上記北欧調査によって得た知見に基づき財団法人レイカディア振興財団が作成した報告書（甲1）に基づき、福祉用具センター設置構想は具体化され、条例案が作成されている。

それゆえに、1996年滋賀県議会において審議された本件条例の条例案において、福祉用具センターにおける必須の業務として、「福祉用具の改造および製作」「福祉用具に係る技術の開発」が盛り込まれることになったのである（甲6）。

すなわち、1996年滋賀県議会における、上記条例案の審議においては、中川末治議員からの質問（甲7・下の頁数で8頁乃至12頁）に対し、当時の滋賀県健康福祉部長であった西堀末治は、「ヨーロッパの先進地調査を行いましたレイカディア県民海外調査団により、スウェーデンにおける補助器具センターについて実態が報告されたことなどに着目され、その後2年にわたりその整備のあり方等を検討し、基本計画をまとめ、今日整備に至ったものでございます」と答弁している（同20頁）。

つまり、財団法人レイカディア振興財団の作成した報告書（甲1）こそが、本件条例において、福祉用具センターにおける必須の業務として、「福祉用具の改造および製作」「福祉用具に係る技術の開発」が盛り込まれることになった趣旨を示すものであることは、上

記滋賀県健康福祉部長による議会答弁からも明らかといえる。

エ そして、滋賀県健康福祉部長は、その答弁の中で、「一人一人にフィットした福祉用具の提供」が本件条例の目的の一つであると述べ（甲7・下の数で20頁）、また、青木善政議員からの質問（同25頁乃至29頁）に対する答弁では、「一人一人の相談に応じて、利用者の心身の状況や使用環境に適するよう福祉用具を改造、製作することなどを業務として、福祉用具の専門家であります所長以下5名の職員をもって開所する予定」「さまざまな改造、製作のケースに対応して、まず実績を積み上げていく」「こうしたニーズと技術の一定の集積が得られる中から、新たに取り組むべき開発の課題が浮き彫りにされ、これに向けての福祉用具の試作などにおいて発明の可能性も出てくる」と述べている（同36頁）。滋賀県健康福祉部長は、梅村正議員からの質問（同106頁乃至107頁）に対しても、同様の答弁を行っている（同111頁）。

この滋賀県健康福祉部長の答弁内容と、財団法人レイカディア振興財団作成の報告書（甲1）の内容を照らし合わせれば、「福祉用具を改造、製作することなどを業務として、福祉用具の専門家であります所長以下5名の職員」に、「機械工学系技術者」が含まれることは明らかといえる。

オ さらに、本件条例に関連しては、2003年滋賀県議会においても、福祉用具センターの業務委託先が財団法人レイカディア振興財団から県社協に変更されることに伴う質疑が行われている。その質疑においても、藤崎ヨシヲ議員からの質問（甲8・下の頁数で145頁乃至147頁）に対する國松善次知事（当時）による答弁では、「県立補助器具センターにつきましては、利用者一人一人の心身の特性や環境、さらには加齢や障害の進行に応じた適切な福祉用具が必要になるという認識のもとに、全国に先駆けて福祉用具の総合拠点施設として整備」した旨を述べつつ、「相談に基づく福祉用具の改造、製作」などの取り組みが「全国的にも注目され、評価されてきている」と答弁している。

すなわち、本件条例制定当時の答弁から明らかな福祉用具センター設置の趣旨は、業務委託先が県社協に変更される過程においても、なんら変わっていないことが明らかである。

(3) 小括

以上のとおり、本件条例の制定過程を見れば、本件条例が、工作室に設置された工作機械等を用いた、機械技術者でなければできないレベルの福祉用具の改造製作を行うことを、福祉用具センターにおける必須の業務としていたことは明らかといえる。

4 福祉用具センターにおける工作室の占める位置づけ

(1) 福祉用具センターには、358.44㎡の「工作室」が設置されている。工作室には、約30台にもものぼる、木工・金属工・樹脂工用機械が配備されていた（甲2、甲3・2頁及び5頁、甲9参照）。技術者である職員が福祉用具の改造製作業務を行ってきた場所はこの工作室である。

これら工作機械等の配備は、本件条例に従って必ず行うべき業務たる改造製作業務を行うために用意されたものである。そして、これらの工作機械を用いた改造製作業務は、機械技術者でなければ行うことはできない。

そして、福祉用具センターの延床面積は、1493.42㎡である（甲3・2頁）。そのうち、工作室の床面積は、上記のとおり、358.44㎡である（甲3・3頁）。すなわち、

$358.44\text{m}^2 \div 1493.42\text{m}^2 \approx 24\%$

であることから、工作室は、福祉用具センターの施設スペース全体の約4分の1を占めることになる。

まず、この工作室の床面積のみを見ても、先に述べた本件条例及び福祉用具センター設置の趣旨の観点から見て、工作室及びそこに設置された工作機械等を用いた改造製作業務こそが、福祉用具センター設置に際し、最も重要視された業務であり、北欧諸国にならい滋賀県において公の施設にて福祉用具の改造製作を行うことこそが、福祉用具センターの設置趣旨であったことが十分に明らかである。

そして、本件条例は、その制定過程から見た趣旨からみても、実際の福祉用具センターにおける工作室の位置づけからみても、工作室や工作機械を用いて、「福祉用具センター」自体において、福祉用具の改造製作業務を行うべきことを義務付けているといえる。それゆえに、名古屋福祉用具プラザの場合は福祉用具の改造製作業務の再委託が許容されているのとは異なり（甲10、甲11・名古屋市総合リハビリテーションセンター指定管理に係る付帯事業の仕様書3条（1）エ、同5条（1）キ参照）、福祉用具センターの指定管理者においては、その業務を再委託することが禁止されているのである（滋賀県立長寿社会福祉センター（福祉用具に関する業務に限る。）の管理運営に関する協定（基本協定）21条）。

- (2) 福祉用具センターは、その施設整備費全体として、6億3423万7000円を要している。そのうち、施設建設費は、5億2015万円となる（甲3・2頁）。

そして、工作室は、上記のとおり、福祉用具センターの延床面積のうち約4分の1を占める。すなわち、工作室部分設置のための建設費は、床面積比例の単純計算で、概ね

$5\text{億}2015\text{万円} \times 24\% = 1\text{億}2483\text{万}6000\text{円}$

を要したことになる。

この工作室設置に要した費用からも、福祉用具センター設置においては、工作室における改造製作業務が極めて重視されていたことを示す。この点からも、本件条例が条例上の義務として改造製作業務を福祉用具センターにおいて行うことを義務付けたのは、そもそもの設置時の趣旨に由来するものといえる。

5 工作室備品の経済的価値

- (1) 福祉用具センター設置に際しては、その施設整備に際し、工作機械や事務備品等の備品費として、3791万4000円を要している（甲3・2頁）。すなわち、工作室の備品のために要した支出は、福祉用具センター設置時における備品費のうち、

$2930\text{万}1040\text{円} \div 3791\text{万}4000\text{円} \approx 77.3\%$

を占める。

- (2) 最高裁判決である、社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会事件判決（最二小判令和6年4月26日労判1308号5頁）は、福祉用具センターの技術者職員として県社協に雇用されていたB氏（以下、「B氏」という。）が一審原告となった事件である。上記最高裁判決は、B氏と、福祉用具センターの指定管理者である県社協との間の労働契約には、B氏を技術者職員として勤務させる職種限定合意があり、B氏の同意なく職種変更を伴う配転命令を行うことは違法である旨を判示している。

B氏は、自身の関与する訴訟のための事実調査のために、2023年8月1日、福祉用具セン

ターの備品一覧（各品目の取得価格が記載されたもの）につき、公文書公開請求を行っている。翌同月2日、滋賀県知事は、上記公文書公開請求に対し、2023年3月31日時点における滋賀県福祉用具センター指定管理業務に係る備品一覧をB氏に対し公開している（甲12、甲13）。

B氏は、その「滋賀県福祉用具センター指定管理業務に係る備品一覧」に基づき、それら備品の取得価格を、「滋賀県福祉用具センター備品一覧・計算書」と題したエクセル表にて整理した。この「滋賀県福祉用具センター備品一覧・計算書」においては、A欄において全ての備品、B欄において工作室関連の備品、C欄において、「滋賀県福祉用具センター指定管理業務に係る備品一覧」には掲載されていなかったが、B氏が機械技術者として福祉用具センターにおける改造製作業務を担当する職務から外される時点においては存在した工作室関連の備品を整理している（甲14）。

- (3) 先に述べたとおり、B氏を福祉用具センターにおける改造製作業務を担当する技術職から外す配転命令は、最高裁から違法と認定されている。しかし、県社協は、B氏が技術職での復職を求めても、B氏を福祉用具センターの改造製作業務担当技術職に戻さず、むしろ休職期間満了退職扱いとして、福祉用具センターの職場から排除している。その結果、福祉用具センターにおいては、2019年度以降、本件条例上必ず行うべき業務とされている、福祉用具の改造製作業務が行われない状況となっている。しかし、県社協は、滋賀県から、福祉用具の改造製作を行うことを前提に公金支出を受けている。

したがって、福祉用具の改造製作を行うことを前提に滋賀県から公金支出を受けたにもかかわらず、県社協が福祉用具の改造製作を行わないことは、滋賀県に対する債務不履行・不法行為にあたる。

この状況について、本件請求人C氏（以下、「請求人C氏」という。）は、滋賀県監査委員会に対し住民監査請求を行い、その後住民訴訟を提訴している（以下、「別訴住民訴訟」という。）。別訴住民訴訟は、大阪高裁にて、2024年11月27日判決言い渡し予定である（大阪高裁令和6年（行コ）第72号 損害賠償請求行為請求控訴事件）。

また、B氏が休職期間満了退職扱いとしている点については、B氏を原告、県社協を被告として、京都地裁に休職期間満了退職扱いが無効であることを前提とする地位確認等請求訴訟が係属しており（京都地裁令和4年（ワ）第2094号 地位確認等請求事件）、2025年1月27日判決言い渡し予定である。

- (4) B氏作成による「滋賀県福祉用具センター備品一覧・計算書」の整理に基づけば、2023年3月31日時点で、合計2394万1600万円の価格にて取得された工作室関連の備品が全く使われないままとなっている。また、本件配転命令時点においては、合計2930万1040円の価格にて取得された工作室関連の備品が全く使われない状態になったことになる。

6 2022（令和4）年の指定管理募集における議論

(1) 第1回滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会で指摘された事実

ア B氏が公文書公開請求にて入手した（甲15）、県社協が2022（令和4）年の福祉用具センター指定管理者募集に応募した際における滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会の議事録においては、B氏が改造製作業務から外されたために、県民のニーズに応えられない状況が生じていることが指摘されている（甲16、甲17）。

イ すなわち、2022年6月30日開催の第1回滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会においては、委員から以下の事実が指摘され、意見が述べられている。

「募集要項や選定に関わってくるころかと思うが、ニーズが変わっていると書かれているが、福祉用具の改造製作はやられてなかった。2年、3年前になるが、頼んだが半年以上待たされて最終断られた。その時はスタッフがおられたが、最終的にそのスタッフも辞められて、やる人がいなくなった。ニーズが変わったのではなくて、受け入れができなかった。ニーズは変わっていないと思う。一般的な福祉用具は車いすや補装具たくさんあって、既製の物やサイズ変えられるものもあるが、いかんせん自分の体に合った物の方が、乗り心地が良かったり、機能が良かったりする人が多い。そういった改造が今できない状態だと思う。ニーズがないのではなく、受け入れができなかったのが現実なので、ニーズの変化の書き方は間違っているかと思う。これを踏まえて、募集要項や判定基準に影響するのではあればどうかなと思う。」(甲16・4頁)

「改造してくださいとお願いすると断られる。スタッフがいないからできないと言われる。ちょっとした中小企業並みの立派な設備が整えられているのにスタッフがいないからできない状態。だから、件数は伸びていないのだと思う。」(同5頁)

「病院を退院される時に一番どこに頼るかというところ、地域の相談窓口や福祉用具に関しては福祉用具センターを紹介する。結局、病院でリハビリを受けられた後に車いすや自宅での生活に合った補装具を使ったりが必要になるが、どんな物がいいかはわからない。リハ専門医も脊損患者に関わった方であればいいが、関わったことがない方だと本当にこれでいいのかという物を勧められることもあるので、そういった時に相談窓口として福祉用具センターがあるんだと思う。福祉用具センターには多種多様な車いすもあるので、退院後に自分に必要な車いすの選択をすることも可能だと思う。そういったことから、リハビリテーションセンターと一体的にすることで、医療と一体化しておく方が最初に関わる相談窓口として福祉用具センターが必要。そういった意味では、福祉用具センターはとても重要で、最初の一步を踏み出す際の相談窓口の一つである。普段、一般的な車いすを使用していて、少しシートを変えたり、少し調整が必要になったりした時に改造や調整を引き受けてくれるところが県内にはない状況。それは、今現在スタッフがいないからということが現実である。ニーズが変わったということではなく、増えたということだと思う。」(同5頁)

「以前は技術者が3人いた。高齢で辞められて、最後一人になられて、その方も負担が大きくなって辞められたと思うが、今の現状に合わせて技術者の記載を消しただけではないのか。」(同8頁)

「実際、工作機械を使う改造ができていない。断られている。5人断られている。あくまで計画で採点するので、実績は関係ないと思う。手を挙げた時の計画書で採点するのであれば、職員を必ず配置してくださいとおかないといけないと思う。現実として、マシン作業しかないというのは、マシン作業しかできていないという事が現実。技術者がいなかったからそれしか受け入れられなかった。かなりのお金を投じて、工作機械を置かれたと思うが、今は遊休地になっている。それでいいのか。施設の有効活用を考えた時に、職員配置を変えてはいけないと思うがいかがか。」(同8頁)

「新旧対照表の新しい部分。②（２）福祉用具センターの特徴として改造製作は大きな利点。昨年までどうだったかと資料５のP11を確認すると、改造製作の件数が記載されている。多いか少ないかはわからないが、福祉用具センターが改造しているということをどれくらい県民が知っているのかということのことを考えると、知られていないと勿体ないと感じる。事前にホームページを見てみたが、どういう物を福祉用具センターが改造を行ったのか、作品集のようなものを探したが無かった。改造を依頼する側からすると、どの程度の物であれば、福祉用具センターで対応してもらえるのか、ホームページだけではイメージしにくいように感じた。もし、可能であれば、過去に改造製作された作品をホームページに載せていただくことは可能か。」（甲16・7頁）

ウ これらの指摘においては、①まだB氏が県社協において改造製作業務を担当していた時期から、改造製作業務を担当できる技術者がB氏1人しかいなかったために、業務遂行に時間がかかり、依頼を断られることがあったこと、②技術者でなければできない改造製作業務のニーズはあるにもかかわらず、現在では技術者不在のため依頼自体ができないこと、③福祉用具につき、少しの調整が必要な場合に改造や調整を引き受けてくれる施設が滋賀県内になく、本来は福祉用具センターにおける改造製作業務こそがその依頼先になるところ、技術者不在のため依頼自体ができないこと、④県社協が技術者職員をゼロにして応募したのは、改造製作業務のニーズの問題ではなく、単に現状に合わせただけなのではないかとの疑義があること、⑤福祉用具センターにて福祉用具の改造製作を依頼できることについて、県民への広報が不十分であることが述べられている。

これら委員の述べる内容は、まさに本件条例の趣旨からすれば、公的施設である滋賀県福祉用具センターこそが技術者でなければできない改造製作業務の依頼を受けられる場所でなければならぬにもかかわらず、B氏への配転命令により技術者不在の条例違反状態となり、その結果、県民であるユーザーも不利益を被っていることを示す。

エ なお、同日の委員会において、委員は、B氏につき、技術者が1人になってしまったために「負担が大きくなって辞められたと思うが」と述べているが、それに対し滋賀県の担当者は、遅くとも別訴住民訴訟に先立ち行われた2022年1月11日付住民監査請求の時点で、技術者がいなくなったのはB氏の退職が原因ではなく、県社協がB氏を技術職から外す配転命令を強行したことが原因であることを知っていたはずであったにもかかわらず、その事実を全く説明していない。

(2) 第2回滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会で指摘された事実

ア さらに、2022年10月14日開催の第2回滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会においては、滋賀県の担当者から本件訴訟に先立つ住民監査請求に関する資料が配付された上で委員会が開催された。その中で、委員から以下の指摘がなされている。

「資料P12。改造製作について、高度なことは専門機関等とあるが、年金生活の方もいるので、用具センターだと低コストで済むのに、専門機関等に依頼すると高コストになってしまって、結局改造依頼ができない人もいる。いろいろな改造製作ができるようにと機器を整備されたと思うが、最近では工作室を使わず、簡単な裁縫だけされているので、用具センターでは改造してもらえないという認識になっているように思う。今回の人員配置では工作機械を使える人がいないように思うが、工作機械はどうされるのか。また、改造製作が高コストになった時はどのような対応と

なるのか。」(甲17・2頁)

「当初は技術者が3人いた。段々減ってきたので、機械が使われず遊休施設になっている。工作機械のメンテナンス費用は考えているか。」(同3頁)

イ すなわち、委員は、①「いろいろな改造製作ができるように」というのが本件条例の趣旨であるがゆえに、大きな工作室やその他の設備が整備されたはずであること、②公的施設である福祉用具センターにおいては低コストで改造製作業務のニーズに応えることができたのに、技術者がいなくなったことにより、工作室を用いた改造製作が依頼できず、簡単な裁縫によるもの程度しか依頼できなくなっていること、③その結果、利用者であるはずの県民は、高コストを負担させられること、④県民のみならず、設備維持のために滋賀県にも負担となることを指摘している。

ウ それに対し、「申請者」、すなわち県社協は、以下の回答を行っている。

「工作機械は開設当初の物もあり、使っていない物もあるため、使えるかどうかの点検が必要。コストと絡むが、福祉制度の中で補助を受けながらの方法や、用具センターができた当初と比べると個人別にカスタマイズできたり、選択肢が広がった提案もできるようになってきたので、適切に対応していく必要がある。また、高コストになった場合、用具センターで対応できるといいが、他の制度も使いながら対応できないか考えたい。工作機器を使うとなってもどこまで対応していくのか、以前は行っていた一定のレベルまで行っていくのか、コストのかかる物や複雑な物等、我々だけでは対応できない物もある。行政の制度を活用しながら様々な情報を収集しながら一番いい方法を提案していくという考え。」

しかし、県社協の述べる「使えるかどうかの点検が必要」との点は、長年工作室及びその設備を使用してきたB氏を改造製作業務担当に戻せば、別途コストをかけなくともB氏が行えるものである。B氏は、技術職から外す配転命令を強行されるより前においては、工作室の工作機器のメンテナンス業務も行っていた。また、「工作機器を使うとなってもどこまで対応していくのか、以前は行っていた一定のレベルまで行っていくのか、コストのかかる物や複雑な物等、我々だけでは対応できない物もある」との点も、B氏を改造製作業務に戻した上で、さらに工作室及びその設備を十分に活用できるだけの数の技術者を確保すればよいだけの話である。

7 本件条例11条に基づく義務

本件条例11条2項は、指定管理者の指定につき、「次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができる」と認めるものを指定管理者として指定するものとする」と規定し、同項2号において、「事業計画の内容がセンターの効用を最大限に発揮させるものであること」を要する旨を定める。

それを受け、滋賀県福祉用具センター指定管理の審査の基準においては、事業実施に必要な専門職員の確保が求められている(甲18・指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要別紙「滋賀県福祉用具センター指定管理の審査の基準」参照)。

福祉用具センターにおいては、358.44㎡の工作室が設置され、工作室には約30台にもものぼる、木工・金属工・樹脂工用機械が配備されていた(甲2、甲3・2頁及び5頁、甲9参照)。これらの効用を最大限に発揮させるには、機械技術者の職員が必須となる。それゆえに、指定管理

の審査の基準が求める「事業実施に必要な専門職員の確保」においても、機械技術者の職員の配置は必須となる。

逆にいえば、県社協が福祉用具センターに機械技術者の職員を配置していない状況は、「センターの効用を最大限に発揮させるもの」ではない状況にあることになる。それゆえに、2022年における「指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要」において、県社協は、委員から工作室を活用できていないことの問題点が指摘され、「外部の事業者に工作室を利用してもらう方法も取り入れてはどうか」との提案を受けているのである（甲21）。もっとも、改造製作業務の再委託は禁止されており、「外部の事業者に工作室を利用してもらう」ことは不可能であり、工作室を活用するには、結局のところ、工作室の設備・備品を維持した上で、機械技術者の職員を配置するよりほかない。

8 福祉用具センター工作室の設備・備品の廃棄

(1) 別訴住民訴訟における経過

ア 2023（令和5）年度当時、滋賀県職員であるA氏（以下、「A氏」という。）は、滋賀県健康医療福祉部健康寿命推進課の課長職にあった。

A氏は、2018（平成30）年度から2019（令和元）年度当時、滋賀県から県社協に出向しており、県社協の事務局長と福祉用具センター所長を兼任する立場にあった。先に述べた、社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会事件最高裁判決において違法であることが認定された、2019年度からB氏を技術職から外し総務課に配転する内容の配転命令を行ったのは、A氏である。

そして、A氏は、別訴住民訴訟において、滋賀県の指定代理人として、訴訟代理人を務めている。

イ 請求人C氏は、別訴住民訴訟において、本書面第3項及び第6項にて述べた内容につき、2023年6月12日付の原告第4準備書面にて、本書面第5項にて述べた内容につき、同年10月10日付の原告第5準備書面にて主張している。本書面第2項から第7項までで述べる内容は、全て別訴住民訴訟でも請求人C氏が主張した内容である（甲20、甲21参照）。

すなわち、別訴住民訴訟の滋賀県指定代理人であるA氏は、本書面第2項から第7項までにて請求人が述べる内容につき、特に福祉用具センター工作室に設置された工作機械等の経済的価値について、遅くとも2023年10月には認識し、または容易に認識できる状況にあった。

(2) 福祉用具センター工作室の設備・備品の廃棄

ア B氏は、社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会事件最高裁判決が言い渡された後である2024（令和6）年4月30日、滋賀県に対し、2018年4月1日以降に作成された福祉用具センターに関する全ての文書（県社協に提出した文書を除く）につき、公文書公開請求を行った。

その結果、同年6月12日、滋賀県からB氏に対し、公文書一部公開決定が通知された（甲22）。

B氏及び請求人C氏が、上記公文書一部公開決定に基づき公開された公文書を確認したところ、以下の事実が新たに明らかになった。

イ すなわち、請求人C氏が別訴住民訴訟において福祉用具センター工作室に設置された工

作機械等の経済的価値についての主張を行った 2023 年 10 月 10 日から約 3 か月半後である、2024 年 2 月 1 日、滋賀県健康寿命推進課健康しが企画室は、福祉用具センター工作室に設置されている工作機械等の設備・備品につき、「不要になった」との理由で、同月 29 日を期限として、県庁内の他部署に対し、それら設備・備品の譲渡先となるところを募集する文書を回覧した（甲 23）。

この内部文書に添付される「福祉用具センター 備品一覧」を見れば分かるとおり、これら譲渡されようとした備品は 32 点にも及び、いずれも福祉用具センター工作室の設備・備品であり、滋賀県が支出したその取得金額は、合計 2258 万 8560 円となる。

ウ 上記内部文書が出された日と同日である 2024（令和 6）年 2 月 1 日、上記内部文書に添付される「福祉用具センター 備品一覧」（甲 23）に示される福祉用具センター工作室の設備・備品につき、県社協から滋賀県への返納を受け入れる旨が、A 氏の決裁により決定されている（甲 24）。

この物品返納決定においては、「取得から相当年数が経過しており使用困難のため」が返納の理由とされているが、これら工作機械等は、B 氏が 2003 年 4 月から福祉用具センター工作室にて就労する中で、B 氏をはじめとする技術職職員がメンテナンスを行えば何の問題もなく使えるものばかりであった。「使用困難」なるものは、「取得から相当年数が経過し」たことによる結果ではなく、単にこれら工作機械を使いこなせる技術職職員を配置していないから使えないだけのことにすぎない。

すなわち、県社協が、社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会事件最高裁判決の趣旨に従い、B 氏に対する違法な配転命令を撤回し、技術職職員として復帰させれば、これら工作機械等を使用できない状況にはならず、滋賀県に返納する必要性も生じなかった。

エ しかし、A 氏は、これら福祉用具センター工作室の工作機械等の設備・備品につき、2024（令和 6）年 2 月 13 日、不用とする決定を決裁している（甲 25。以下、「本件不用決定」という）。

さらに、上記のとおりわずか 2024 年 2 月の 1 か月間のみを受付期間とする、福祉用具センター工作室に設置されている工作機械等の設備・備品譲渡の受付期間が終了した直後の同年 3 月 1 日、A 氏は、自身の肩書きである「滋賀県健康医療福祉部健康寿命推進課長」名で、産廃・一般廃棄物収集運搬業を事業内容とする D 社（所在地は省略。以下、「D 社」という。）に対し、本件不用決定の対象となった福祉用具センター工作室の工作機械等の設備・備品につき、「金属くず等」として売却するための見積書の提出を求めている（甲 26）。

D 社は、上記求めに応じ、同月 7 日、本件不用決定の対象のうち、ノートパソコン（29 万 0220 円）を除く 2229 万 8340 円の滋賀県からの公金支出にて導入された福祉用具センター工作室の設備・備品 31 点を、引き取り運搬費用を差し引きして、4 万 5200 円の「金属くず」として買い取る旨の見積書を滋賀県に提出している（甲 27）。

その結果、A 氏は、同月 13 日、福祉用具センター工作室の設備・備品を、「金属くず等」として売却する旨を、D 社に対し伝えている（甲 28）。

さらにその後、2024 年 3 月 21 日、福祉用具センター工作室にて用いられる資材であるステンレス鋼材につき、D 社は、1 万 5000 円で買い取る旨の見積書を出している（甲 29）。

オ 2024年3月25日、A氏は、上記述べた、本件不用決定の対象のうち、ノートパソコン（29万0220円）を除く2229万8340円の滋賀県からの公金支出にて導入された福祉用具センター工作室の設備・備品31点につき、D社に「金属くず等」として4万9720円にて売却する旨の物品処分決定の決裁を行っている（甲30。以下、「本件物品処分決定」という。）。

同日、D社は、本件物品処分決定の対象となった31点を、「金属くず等」として受領している（甲31）。

その結果、福祉用具センター工作室においては、技術職職員が配置されたとしても、工作機械や溶接器具等を用いた福祉用具の改造製作業務ができない状態となっている。

9 A氏の損害賠償責任

- (1) 本書面第2項及び第3項で述べたとおり、本件条例の制定に至る経緯やその議会での審議内容から導かれる本件条例の制定趣旨、そして何より本件条例の明文規定内容からして、福祉用具センターにおいては、工作機械等を用いた福祉用具の改造製作業務が必ず行われなければならない。その点は、本書面第4項及び第5項で述べたとおりの、福祉用具センターにおける工作室の位置づけや、工作室及び工作室に設置されている工作機械等の設備・備品等を整備するために滋賀県から投入された公金の金額などからみても、明らかといえる。

にもかかわらず、2017年度時点で福祉用具センター唯一の技術職職員であったB氏を技術職から外す、最高裁から違法な配転命令であると認定された配転命令を強行したことによって、県社協は、2019年度以降、本件条例に反し、福祉用具センターにおいて工作室の工作機械等を用いた福祉用具の改造製作業務を行えない状況としている。

このように、県社協が、本件条例に反し工作室の工作機械等を用いた福祉用具の改造製作業務を行うことができない状況にしておきながら、滋賀県から改造製作業務を行うことを前提とする公金支出を受けていることが、不法行為ないし債務不履行に該当することを理由に、別訴住民訴訟が行われており、その控訴審判決が2024年11月27日言い渡し予定であることは先に述べたとおりである。

- (2) 加えて、A氏は、2024年3月25日、本件不用決定の対象のうち、ノートパソコン（29万0220円）を除く2229万8340円の滋賀県からの公金支出にて導入された福祉用具センター工作室の設備・備品31点につき、D社に「金属くず等」として4万9720円にて売却する旨の本件物品処分決定の決裁を行い（甲30）、実際にこれらの物品は「金属くず等」として処分されている（甲31）。

A氏による本件物品処分決定の結果、福祉用具センター工作室においては、技術職職員がいたとしても、工作機械や溶接器具等を用いた福祉用具の改造製作業務ができない状態にされている。このことは、本書面第2項から第5項までで述べた、本件条例の趣旨、本件条例の明文、福祉用具センターにおける工作室の位置づけ、工作室及び工作室の設備・備品の設置に投入された公金の金額などからみて、明らかに本件条例に違反する違法行為である。

また、実質面から見ても、本書面第6にて述べたとおり、滋賀県民にとって福祉用具センター工作室の設備・備品を用いた福祉用具の改造製作をやってもらうニーズは存在することは、指定管理委員会委員からも指摘されている。にもかかわらず、本件条例に反し、工作室の設備・備品を廃棄し、技術職職員を配置したとしてももはや工作機械等を使用した福祉用

具センターの改造製作業務を行えない状況に至らしめることに、必要性・合理性は全く認められない。この点からも、本件物品処分決定の違法性は明らかである。

そして、福祉用具センターにおいては、床面積の約4分の1を占める工作室が設置されているにもかかわらず、その工作室において工作機械等を使用した福祉用具センターの改造製作業務を行うことができない状況とされたことは、福祉用具センター効用を最大限に発揮できるようにして指定管理を行わなければならない本件条例11条2項2号の趣旨にも反する。

本書面第8項(2)ウにて述べたとおり、本件物品処分決定によって廃棄された工作機械等は、B氏が2003年4月から福祉用具センター工作室にて就労する中で、B氏をはじめとする技術職職員がメンテナンスを行えば何の問題もなく使えるものばかりであった。県社協が、社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会事件最高裁判決の趣旨に従い、B氏に対する違法な配転命令を撤回し、技術職職員として復帰させれば、これら工作機械等を使用できない状況にはならず、また少なくとも、B氏と同様の機械技術を有する技術職職員を県社協に雇用させればこれら工作機械等を使用できない状況にもならず、本件物品処分決定を行う必要性・合理性は全く認められない。

- (3) 書面第8項(1)にて述べたとおり、A氏は、最高裁から違法と認定された、B氏を技術職から外す配転命令を出向先であった県社協にて強行した人物であり、かつ別訴住民訴訟において滋賀県の指定代理人を務める人物である。

すなわち、別訴住民訴訟の滋賀県指定代理人であるA氏は、本書面第2項から第7項までにて請求人が述べる内容につき、特に福祉用具センター工作室に設置された工作機械等の経済的価値について、遅くとも2023年10月には認識し、または容易に認識できる状況にあった。

にもかかわらず、A氏は、別訴住民訴訟において、福祉用具センター工作室に設置された工作機械等の経済的価値についての主張を請求人C氏が提出してからわずか数か月の間に、本件物品処分決定を決裁権者として強行している。

したがって、A氏が決裁権者として行った違法な本件物品処分決定は、本件条例違反となる可能性を認識しながらも、B氏が職場復帰できる職場自体を消滅させる意図をもって、故意に行われたものであることが十分に明らかといえる。

- (4) A氏の違法行為により、滋賀県は、本件条例に従って福祉用具センターにて福祉用具の改造製作業務を行うためには、新たに工作機械等を公金にて購入しなければならない状況に追い込まれている。

したがって、滋賀県には、本件条例に従って福祉用具センターにて福祉用具の改造製作業務を行うために、新たに工作機械等を購入するために必要な金額に相当する損害が生じている。

A氏は、滋賀県に対し、不法行為に基づき、これらの購入費用に相当する損害を賠償すべき法的責任がある。

10 結論

よって、監査請求人らは、滋賀県に対し、調査の上で、A氏に対し、本件物品処分決定によって滋賀県に生じた損害につき、賠償請求を行う措置を行うよう求める。

以上を求め、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添えて必要な措

置の請求をする。

(2) 事実証明書

- ア 事実証明書 甲1号証
補助器具センター設置基本構想策定調査検討委員会報告書
- イ 事実証明書 甲2号証
福祉用具センターパンフレット
- ウ 事実証明書 甲3号証
滋賀県立福祉用具センターの概要
- エ 事実証明書 甲4号証
社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団HP（抜粋）
- オ 事実証明書 甲5号証
北欧における高齢者福祉視察研修報告書ーデンマーク・スウェーデンー（抜粋）
- カ 事実証明書 甲6号証
平成8年度県議会議案書（抜粋）
- キ 事実証明書 甲7号証
平成8年度滋賀県議会議録（抜粋）
- ク 事実証明書 甲8号証
平成15年滋賀県議会議録
- ケ 事実証明書 甲9号証
滋賀県福祉用具センター工作室の写真
- コ 事実証明書 甲10号証
名古屋市HPのうち「名古屋市総合リハビリテーションセンター指定管理の候補者選定結果について」のページ
- サ 事実証明書 甲11号証
名古屋市総合リハビリテーションセンター指定管理に係る付帯事業の仕様書
- シ 事実証明書 甲12号証
公文書公開決定通知書
- ス 事実証明書 甲13号証
滋賀県福祉用具センター指定管理業務に係る備品一覧
- セ 事実証明書 甲14号証
滋賀県福祉用具センター備品一覧・計算書
- ソ 事実証明書 甲15号証
公文書一部公開決定通知書
- タ 事実証明書 甲16号証
第1回滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会議事録
- チ 事実証明書 甲17号証
第2回滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会議事録
- ツ 事実証明書 甲18号証
指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

- テ 事実証明書 甲 19 号証
指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要
- ト 事実証明書 甲 20 号証
別訴住民訴訟原告第 4 準備書面
- ナ 事実証明書 甲 21 号証
別訴住民訴訟原告第 5 準備書面
- ニ 事実証明書 甲 22 号証
公文書一部公開決定通知書
- ヌ 事実証明書 甲 23 号証
「【譲ります】鋼材切断機ほか 31 件」と題する県庁内内部文書
- ネ 事実証明書 甲 24 号証
物品返納書（貸付・寄託返還）
- ノ 事実証明書 甲 25 号証
不用決定調書
- ハ 事実証明書 甲 26 号証
「金属くず等の売却に係る見積書の提出について（依頼）」と題する文書
- ヒ 事実証明書 甲 27 号証
見積書
- フ 事実証明書 甲 28 号証
「金属くず等の売却について」と題する文書
- ヘ 事実証明書 甲 29 号証
見積書
- ホ 事実証明書 甲 30 号証
物品処分調書
- マ 事実証明書 甲 31 号証
受領書

2 請求者

滋賀県大津市 塚本 泰史
滋賀県大津市 小坂 淑子
請求者代理人 E

3 請求のあった日

令和 6 年 11 月 22 日

第 2 請求書の受理

本件請求は、法定要件を具備しているものと認め、令和 6 年 12 月 4 日に請求の受理を決定した。
また、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 4 項の規定に基づく暫定的停止勧告は不要と判断した。

第3 監査

1 請求人の証拠の提出および陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して令和6年12月12日に証拠の提出および陳述の機会を与えたところ、新たな証拠の提出はなく、請求人は陳述において、本件請求に係る予備的主張を口頭でなされたが、請求の内容を変更するものではないと判断した。なお、次のとおり陳述がなされた。

(1) 請求人の陳述の要旨（代理人による陳述）

それでは、請求人の代理人Eの方から陳述いたします。

もう既に措置請求書の方と、それからその根拠となる事実証明目録のとおり証拠類、それらは皆さんのところにあると思います。かなり長い措置請求書になっておりますが、重要なところ、本件の請求の一番重要な部分となるところは17ページ以下ということになります。

17ページ以下のところで書かれてるのは、2023年度当時の滋賀県職員のA氏が決裁権者として、福祉用具センターの工作室に設置してある工作機械等、それらを物品処分ということで、廃棄する処分を行ったと。スクラップとして、鉄くずとして4万いくらかで45,200円です。金属くずとして45,200円で売却するという内容でその処分を行った。それに先立って不用決定というも行っている。

これ、どちらもそのA氏が決裁権者として行っている。本件で問題にしているのはその不用決定およびその物品処分というものが違法であるという主張で、その決裁権者であるA氏に対して賠償請求を行うべきであるというのが請求の要旨ということになります。

一番大事なところについての事実経緯は17ページ以下というふうに言いましたが、そうするとそれ以前のところは何を書いているのかということですけど、そこは何故、その処分が違法と言えるのかということについての背景事実的なところを詳細に述べております。

2ページから3ページのところには、その問題となる本件条例、滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例です。その中で問題となる規定を挙げているところが2ページから3ページ。

3ページから4ページ、それから6ページまでで、ここはその福祉用具センターが設置される経緯です。その経緯、さらにその福祉用具センター設置に伴って、その設置条例に当たる本件条例が制定される過程です。それについて述べているのが6ページまでということになります。

これらの条例の最初の方で述べた、指摘した本件条例の問題となる条文やあるいはこの福祉用具センター設置の趣旨、条例制定の趣旨、そこから見ると福祉用具センターで福祉用具の改造製作業務というものが必ず行わなければならない業務であるということが明らかであるということとを述べております。

この点に関しては私、C氏を請求人として住民監査請求、かつて別のものをやったことがありますが、そのときに対する監査委員による決定です。その中でも条例上、福祉用具の改造製作は必ず行わなければならない業務であるということ自体は認められておりました。監査請求自体は棄却されましたけど、6ページまで書かれてる趣旨に沿ってですね、必ずやらなければならない業務であるということまで認めておりました。

ということで、そこは基本的にやらなければならない、条例上やらなければならないということ自体は争いがないんじゃないかとこちらは考えております。ただ前回の監査請求のときに比べて、設置の過程、条例制定の過程でこれだけの事実があるんだから、それは当然のことだとい

うところをより詳細に主張しております。

さらに7ページからですね、書いてるところですが、そこはその工作室が実際にその条例の趣旨に沿って設置されてるわけですけど、その設置の工作室の位置づけです。福祉用具センターにおける位置づけというところ。それからその工作室設置およびその工作室における工作機械等の設置です。それらにどれだけのお金がかかっているのかというところについて述べているところが7ページ以下ということになります。

工作室は福祉用具センターの床面積の4分の1を占めるという広さを持っておりまして、類似の施設として、名古屋には福祉プラザという公の施設があるわけですけど、そこなんかと比べても圧倒的に大きな設備となっている。

日本全国でも滋賀県福祉用具センターほど、福祉用具の改造製作のための設備が充実している施設はそもそもなかったと。日本一の設備だったと。公の施設としては日本一だったというふうに見える状況だったと言えるところですよ。

その設置のために工作室設置だけでも相当なお金がかかっておりますし、そこに配置された工作機械等ですね、これもその設置段階で2,930万というお金がかけられてる。これは福祉用具センター設置時における備品費のうちの77.3%を占める金額だということで、いかに設置の段階で、工作室で福祉用具の改造製作を行うことが重視されていたのかということもこの過程から明らかですよ、そこにどれだけのお金が投入されていたのかということもこの過程から明らかだということになります。

さらに、10ページ以下のところで書いてるところですけど、これは関連事件として皆さんご存知だとは思いますが、今年の4月に最高裁判決が出ました。現在傍聴で座られている方が原告となった事件で、その方がかつて福祉用具センターで改造製作業務を行う技術者だったという方ですが、福祉用具センター、指定管理を受けている社会福祉協議会、県社協がその彼をその改造製作業務から外す配転命令を行ったというあの事件があったわけですが、最高裁はその配転命令を違法と判断した。

なぜならば、福祉用具の改造製作を担当する技術者として雇用されているという職種限定合意がある。その職種限定合意に反する配転命令は、本人同意がなければ違法であるという判断がされております。

その過程で、そちらの方の事件とかでも、県社協の方の主張でも出てきたんですけど、福祉用具の改造製作のニーズがないという主張が出てきたんですけど、その点について、10ページ以下のところで書かれてるところですけど、その福祉用具センターの指定管理の更新をするための2022年の指定管理募集における指定管理委員会での議論です。その議事録を公文書公開請求で入手しておりますが、その中で出てきている議論の中で委員の方から改造製作のニーズはある。ニーズがあるにもかかわらず職員がいないからできないんだということが、繰り返し繰り返し述べられております。

さらにその中で、これだけの中小企業の工場以上の設備があるにもかかわらず、それが全然使われていないというのはどういうことなんだと。メンテナンスもできてないんじゃないのかということが委員から述べられているということが、10ページから15ページにかけて述べてるところです。

つまりは、改造製作業務を行う職員をちゃんと配置して、工作機械のメンテナンスを行うということをやれば、受注は来ること、来るだろうということになりますし、これ、そのためには、

ちゃんとここでこういうことができるということの広報もしなければならぬんですけど、これはもう最初の事件から、こちらの私達、何回も主張してるところですけど、広報が十分にされていない。

むしろ、かつてホームページに掲載されていた広報の内容が削除されてるというようなことが、現実的には起きているという、そういう状況です。

ニーズはある。しかし職員が配置されていないからできないという中で、今回それらの工作機械が廃棄されたというのが現状だということになります。それが16ページのところは、それが指定管理の趣旨にも反する。その公有財産として設置されてる福祉用具センターの効用を最大限に発揮するということが、その指定管理の趣旨として行すべきことになるわけですが、条例では11条ということになりますけど、それまでの経過というのがその条例の趣旨にも反するということを述べているのが16ページです。

17ページ以下、だからそれで本件の処分が問題であるということを述べているわけですが、この本件に関して、さらに、ちょっと問題ではないかというふうに思われるところですけど、これA氏に対して賠償請求を行うということになるのであれば、当然A氏の故意過失が必要になるということになるわけですが、A氏はその最高裁で違法と断じられた配転命令を行った張本人なんです。

当時、滋賀県から県社協に出向して事務局長の立場にあった。その事務局長の立場で本来違法と判断されてる配転命令を行った張本人である。

さらに、その後そのA氏は出向が終わって県職員としても戻ったわけですけど、その後、私が先に行った方の住民監査請求が、その後、住民訴訟に移った段階で県の指定代理人として出てきたということで、私がこの書面の中で16ページまで書いてる内容で、これも大方住民訴訟で主張した内容と同一なんですけど、これらの主張を全部A氏は知っているということなんです。

その中で私がその指定管理委員会でニーズはある、あの中小企業の工場レベルの設備を持っておきながら、あれのメンテナンスはどうなってるんだと、委員から指摘された事実があるんだということを住民訴訟で主張した途端に、その数ヶ月後にこの本件処分を行ったと。その主張した途端にその数ヶ月後に廃棄を行ったというのが実際の実事経過となっております。

その事実経過からすればA氏が故意過失を持って、故意過失どころか明らかに100%故意ですけど、故意を持ってこの処分を行ったということは、間違いのない事実だろうというふうに言えるところです。という理由で、本件の監査請求の趣旨のとおり、賠償請求を行うべきだというのが、この書面で書かれている内容ということになります。

ちょっと今日、口頭で補足しようと思ったんですが、我々の見解としては、条例上、福祉用具の改造製作は必ず行わなければならないというものだから、それを行うために必須である工作機械を廃棄するという事は、それだけで100%違法だというふうに当方は考えているのですが、それを主位的主張として、一応、予備的主張としてはこういう主張もあるというところで、今日、口頭で補足させていただきますと、地方自治法237条2項は普通地方公共団体の物品について、普通地方公共団体の所有する物品について、適正な対価なくこれを譲渡してはならないと規定しております。これは、今、私の措置請求書の書面でいくと19ページのところになりますが、本件の処分で金属くずとして売却された物の取得価格は22,298,340円。それが45,200円の金属くずとして売却されてるということで、予備的な主張としては、これ適正な対価で譲渡したとは到底言えんだろう。

これ最高裁判決の事件原告である元職員の方は、何回も言ってる話なんですけど、自分が戻ればメンテナンスはなんぼでもできると。全然これらの工作機械を使うことについて不具合なんか何もなかったという状況でした。

大体、町工場なんかでもそうですけど、メンテナンスさえちゃんとやってたら、何十年使えるわけですね、この手のものは。

それだけの価値のあるものを、45,200円の金属くずとして売却したというのは、これは明らかに適正な対価で譲渡されたものとは言えないというふうに言えると思います。

予備的主張として、そちらのところの検討もお願いしたいというふうに思います。

私からは以上です。

2 関係職員等の陳述

法第 242 条第 8 項の規定に基づき、関係職員等である健康医療福祉部健康しが推進課の職員に対して令和 6 年 12 月 12 日に陳述を求めたところ、次のとおり陳述がなされた。

(1) 健康医療福祉部健康しが推進課職員の陳述の要旨

まず、陳情に先立ちまして滋賀県社会福祉協議会の概要についてご説明させていただきます。

滋賀県社会福祉協議会は本県における社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達、および社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的に昭和 27 年に設立された社会福祉法人で、草津市笠山にある滋賀県立長寿社会福祉センター内に事務所を置いております。

主な事業としましては、県内各市町社会福祉協議会との連携のもと、障害等によって自身の判断能力に不安のある人を対象に、福祉サービスの利用援助や、日常的な金銭管理を行う日常生活自立支援事業を始め、福祉サービス事業者の適正な事業運営やサービス利用者の支援に向けた取組、経済的な支援を必要とする人を対象とした生活福祉資金の貸付、福祉関係者に対する専門研修の実施、福祉に関する求人求職情報の提供や斡旋など社会福祉に関する様々な事業を行っております。

また、これらの事業の他、滋賀県立長寿社会福祉センターおよび滋賀県福祉用具センターについて、指定管理者制度に基づく指定管理者として県から管理運営業務を請け負っております。

次に滋賀県福祉用具センターの概要についてご説明いたします。

滋賀県福祉用具センターは車椅子、特殊寝台、体位変換器、移動用リフト、手すり、歩行器、歩行用の補助杖といったものや、床ずれ予防のクッションなど、いわゆる福祉用具の普及を通じて、高齢者および障害者の自立や社会参加の促進、家族や介護者の負担軽減を図ることを目的として、平成 9 年 1 月に滋賀県立長寿社会福祉センターと一体的に整備された施設でございます。

主な業務としては大きく 3 点あります。

一つ目は福祉用具等の展示や普及相談対応に関する業務、二つ目は福祉用具に係る利用者の相談に基づく改造政策等に関する業務、三つ目は市町や福祉施設等の関係職員に対する研修等に関する業務を行っております。

設立当初は滋賀県立福祉用具センターの設置および管理に関する条例に基づく県立施設として発足し、財団法人滋賀県レイカディア振興財団にその管理運営が委託されていましたが、外郭団体の見直しの中で、同財団が平成 15 年に滋賀県社会福祉協議会へ統合され、併設する長寿社会福祉センターと一体的に管理運営を委託されることとなりました。これに伴い福祉用具センタ

一に関する条例を廃止され、以降は滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例に基づき、長寿社会福祉センターが行う様々な指定管理業務のうち、福祉用具に関する業務を担う一部門としての位置づけとなっております。

次に県が滋賀県社会福祉協議会に福祉用具センターの業務を行わせる根拠となっております指定管理者制度と従来の委託事業との違いについてご説明いたします。

指定管理者制度は公の施設の管理運営を株式会社を初めとした営利企業、財団法人、NPO 法人等に包括的に代行させることで、更なる住民サービスの向上や行政コストの縮減等を図ることを目的に、平成 15 年の地方自治法の一部改正により導入された制度であります。指定管理者制度では施設の使用許可は指定管理者が行うことになり、利用に関するルールやサービス内容も自治体が定める条例や協定書、仕様書の範囲内で指定管理者が決定されます。

従来の委託事業においては、自治体との契約の範囲内で自治体の仕様通りに管理運営することが求められますが、指定管理者制度では、管理運営について多くの裁量権が与えられているため、その内容をプロポーザル等で競い、議会の議決を経て最終的な指定管理者が選定されることとなります。

また、業務の範囲については、委託事業の場合、例えば維持管理業務や受付業務といった委託された範囲に限定されますが、指定管理者制度の場合は、施設の管理運営を包括的に運用されるため、一定の業務の仕様は定められているものの、独自の創意工夫を凝らし、より効果的、効率的な管理運営ができるという違いがございます。

それでは、請求人が請求書の中で主張されております内容について、それぞれ見解を申し述べます。

最初に、請求書の全般において、県が社会福祉協議会に行わせている福祉用具センターの業務について、業務委託あるいは委託契約とされていますが、先にご説明しました通り、本件は指定管理者として、滋賀県社会福祉協議会に一定の裁量のもと包括的な管理業務を行っていただき、その前提で以下の意見を申し述べます。

まず、本件条例が条例上の義務として改造製作業務を福祉用具センターにおいて行うことを義務付けたとの主張を繰り返されている点について見解を申し上げます。条例に規定されている業務は改造製作業務を含めて全て実施すべきであります。具体的に福祉用具センターにおいて、機械技術者が工作機械を用いて改造製作することとは、条例に記載されておりません。

次に請求書 7 において、改造製作業務の再委託は禁止されており、との主張について見解を述べます。再委託の禁止については、福祉用具センターの責任を明確化するため、全部委託を禁ずるものであり、近年の福祉用具の多様化、品質の高度化を踏まえ、必要な部分委託であれば適切であり、必要な対応であります。基本協定においても、あらかじめ県に対して書面により申請を行い、承認を受けた場合は、当該業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせることができるものとしており、福祉用具メーカーや工房など専門的な技術者を有する者へ相談や依頼するなどして対応することをあらかじめ想定しております。

次に請求書 8、技術職職員が配置されたとしても、工作機械や溶接器具等を用いた福祉用具の改造製作業務ができない状態になっているとの主張について見解を申し述べます。

福祉用具センターの業務を規定する滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例において、機械技術者の配置および工作機械を用いることを定めておらず、現在、福祉用具センターは先に述べた工作機械を使用するようなニーズはなく、適切に運営しております。

次に請求書 9、本件物品処分決定の違法性は明らかであるとの主張についての見解を申し述べます。条例に定める改造および製作ならびに技術の開発は、それぞれを定める規定等がないこと、また、事業実施に必要な物品についても規定しておりません。

これまでから、指定管理者が直近のニーズに対応した事業計画を作成しているところであり、県はそれらを踏まえ、条例に定める業務の実施体制を確認しております。今回処分した工作機械等の物品は、PL法の施行や介護保険事業のレンタル製品の多様化により、近年、運転機会がないことに加え、耐用年数も経過しております。仮に福祉用具の改造依頼があった場合、当該福祉用具の安全性の確保や利便性を向上させる必要がありますが、PL法の観点からも、製造業者への相談や専門業者への再委託を検討することとなるため、今後も当該物品は使用の見込みはありません。よって処分は妥当であり、違法性は認められない。

最後に請求書の 10、滋賀県職員であった A 氏に対し、物品処分決定によって滋賀県に生じた損害につき、損賠償請求を行う措置を行うよう求めるとの主張についてですが、先の説明の通り、物品の処分は妥当であり、滋賀県に生じた損害はなく、請求人が求める賠償請求の根拠はございません。

以上の通り、条例に則した福祉用具センター業務を適切に実施していることから、本件請求は棄却されるべきと考えます。

当方からの陳述は以上です。

3 監査の実施

職員措置請求書の内容および陳述の内容より、監査対象機関を健康医療福祉部健康しが推進課とし、関係職員から事情を聴取するとともに、関係書類の提出を求め、監査を実施した。

第 4 監査の結果

1 監査の対象に係る請求人の主張

請求人は、職員措置請求書および陳述によると、次のとおり違法性があると主張していると解した。

滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例（平成 5 年滋賀県条例第 12 号。以下「本件条例」という。）第 2 条第 5 号に掲げる業務のうち、福祉用具に係る利用者からの相談に基づく改造および製作に関する業務（以下「改造製作業務」という。）は、本件条例の制定に至る経緯や制定趣旨、明文規定内容等からして、滋賀県福祉用具センター（以下「福祉用具センター」という。）において、工作機械等を用いた福祉用具の改造製作業務を必ず行わなければならないものであり、その業務に必要な備品 31 点（「以下「本件物品」という。）を処分したことは、本件条例第 2 条第 5 号に反する。

また、福祉用具センターは、床面積の約 4 分の 1 を占める工作室が設置されているにもかかわらず、その工作室において工作機械等を使用した改造製作業務を行えない状況とされたことは、福祉用具センターの効用を最大限に発揮できるようにして指定管理を行わなければならない条例第 11 条第 2 項第 2 号の趣旨にも反する。

さらに、売却処分決定された本件物品は、機械技術を有する技術職職員を社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）に雇用し、メンテナンスを行えば使用が可能であり、本件物品の処分決定を行う必要性・合理性は全く認められない。

本件物品を処分したことによって、滋賀県（以下「県」という。）は、本件条例第2条第5号に従って福祉用具センターにて福祉用具の改造製作業務を行うために、新たに工作機械等を公金にて購入する必要が生じている。本件物品の処分決定を行ったA氏は、県に対し、不法行為に基づき、これらの購入費用に相当する損害を賠償すべきである。

また、陳述において、本件物品の処分決定が、普通地方公共団体の所有する物品について適正な対価なくこれを譲渡してはならない法第237条第2項の規定に反すると予備的に主張している。

以上のことから、請求人は、県が調査の上で、A氏に対し、本件物品の処分決定によって県に生じた損害につき、損害賠償を行うよう措置を求めているので、以下、これについて判断する。

2 事実関係の確認

(1) 福祉用具センター開設に向けた経緯

ア 補助器具センター設置基本構想策定調査検討委員会報告書

福祉用具センターの設置に向けて、財団法人レイカディア振興財団が、平成6年3月に取りまとめた補助器具センター設置基本構想策定調査検討委員会報告書（以下「本件報告書」という。）は、以下のとおりである。

(ア) 改良・改造機能

本件報告書「IV福祉用具センターの機能とあり方 2改良・改造機能」の項では、次のように記述されている。

個人のQOLの向上を図るために、既存の福祉用具だけではなく改良・機能付加した福祉用具の提供が必要である。福祉用具の適合性、機能性、快適性、安全性、使いやすさなどを装着テスト部門で評価したうえで、改良の是非、機能付加の適否の判断をして改良・改造を行う。

また、企業の参画や情報交換を活発にすることによって、改良・改造機能をより充実することが必要である。

(イ) 規模および機能別所要面積

本件報告書「VI規模及び機能別所要面積」の項では、次のように記述されている。センター機能を果たすために、延床面積は最低1,900㎡程度望まれる。また、各部門の機能別所要面積の「改良・改造部門」において、機器の分解およびリサイクルのための整備を行うスペースとして200㎡、整備に必要な各種の部品を調達・保管して用具の組立てを行う組み立てスペースとして150㎡（部品倉庫を含む）。

(ウ) スタッフ構成

本件報告書「VII組織および運営のあり方 3スタッフ構成」の項では、次のように記述されている。

スタッフの構成については前年度検討委員結果報告の通りであるが、再度具体的に述べると次の要員を配置することが望まれる。またオープン時より先を見通した定員化をはかる必要がある。

機械工学系技術者、人間工学系技術者、電気工学系技術者、理学療法士、作業療法士、事務員（情報担当、コンピューター処理を含む）

イ 福祉用具センターにかかる県議会答弁

福祉用具センター開設に向け、「滋賀県立福祉用具センターの設置および管理に関する条例

案」が滋賀県議会（以下「議会」という。）に上程（平成8年9月議会）された際の福祉用具センターに関する答弁内容は次のとおりであった。

【平成8年9月滋賀県議会定例会会議録（第19号）より抜粋】

(ア) 中川末治議員の質問に対する健康福祉部長（西堀末治）答弁

県立福祉用具センターについての御質問にお答えをいたします。

この施設につきましては、高齢者の保健福祉の基盤整備を計画的に進めるため、平成3年度にヨーロッパの先進地調査を行いましたレイカディア県民海外調査団により、スウェーデンにおける補助器具センターについてその実態が報告されたことなどに着目をされ、その後2年にわたりその整備のあり方等を検討し、基本計画をまとめ、今日整備に至ったものでございます。

その視点なり役割等につきましては、高齢者や障害者みずからの自立生活を求める意欲を第一義的にとらえ、一人一人にフィットした福祉用具を提供し、その実現を具体的に支援していくものであること、また福祉用具のサービスを通じてより自立する人々の生活を広く深く地域に浸透させていくことが目的であり、その役割を具体的に果たすことにより、在宅等での日常の生活行動における利便性、快適性を高めるとともに、自立を求める人々の生活をサポートするという特徴的な機能を持つ施設と考えております。

次に、この施設が福祉用具を必要とする人たちとどうつながっていくのか、福祉用具をまだ十分知らない人たちに対して専門的な機能をどう発揮していくのかということですが、みずから容易に行動することができず、また福祉用具の知識が十分でない人も多い中で、そのニーズをセンターが独自に幅広くくみ上げることはなかなか難しいことでもありますので、まずセンターと関係機関とのネットワークが重要と考えておまして、市町村の在宅介護支援センターや訪問看護ステーションなどの在宅の高齢者等の置かれている日常に詳しい機関の担当者の目をベースにニーズをくみ上げていくということが基本であると考えております。そのため、これらの関係者への福祉用具に関する専門研修などをセンターで行うほか、保健福祉圏域において、保健所、県事務所福祉課が共同して福祉用具ネットワーク事業を実施し、評価・検討会議で福祉用具を含めた日常生活支援の方策を考え、用具の改造、製作については福祉用具センターにつないでいくというモデルケースをつくりながら取り組んでいきたいと考えております。

福祉用具センターは、まさに新しい取り組みでございますので、今後の運営に当たっては、関係者が連携を深め、一層の検討を重ねながら、その役割を十分果たしていけるよう努めてまいり所存でございます。

(イ) 青木善政議員の質問に対する健康福祉部長（西堀末治）答弁

県立福祉用具センターに関する御質問にお答えを申し上げます。

このセンターでは、一人一人の相談に応じて、利用者の心身の状況や使用環境に適するよう福祉用具を改造、製作することなどを業務として、福祉用具の専門家であります所長以下5名の職員をもって開所する予定をいたしておりますが、当面、関係機関等とのネットワークを生かし、多くの関係者のかかわりの中で、在宅の要介護高齢者など福祉用具の適合を必要とする人々のニーズをキャッチし、確実に福祉用具センターにつなぎ、さまざまな改造、製作のケースに対応して、まず実績を積み上げていくことであると思っております。こうしたニーズと技術の一定の集積が得られる中から、新たに取り組むべき開発課題が浮き彫りに

され、これに向けての福祉用具の試作などにおいて発明の可能性も出てくるものと考えております。

福祉用具の普及を通して福祉の増進を図るということに配慮をしながら、場合によっては特許を取得し、その財産権を有効に活用するというのも重要な課題と認識をし、手順等も含めて研究協議を進めたいと考えております。

次に、製造物責任についてでございますが、福祉用具センターは、福祉用具を利用者一人一人の心身の状況や使用環境にフィットとしたものとするため、これを改造したり製造したりいたします。ただ、このセンターの場合、大量生産をされ、不特定多数に売買される一般の製造物とは異なり、個別に利用者からの相談を受け、評価分析をした上で必要な改造、製作を一定の方針のもとで行い、装着テストで適合を確認して利用者に戻していくという手順を踏みます中で、利用者に対しては個別に具体的な使用上の注意を十分に徹底することといたしております。製造物責任といったことが起こらないよう最大限の努力を払っていくべきと考えておりますが、万が一ということも考慮した対応につきましては、類似施設などを参考にしながら賠償責任保険などについても検討し、今後センターの機能が適切に発揮できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

(ウ) 梅村正議員の質問に対する健康福祉部長（西堀末治）答弁

まず、福祉用具センターとウェルフェアテクノハウスについての御質問にお答えをいたします。

このセンターは、利用者の相談に基づく福祉用具の改造、製作、福祉用具に係る技術の開発、関係機関等に対する福祉用具に係る技術についての研修および指導などを業務といたしております。したがって、福祉用具利用者の相談に応じることから始まるわけですが、相談の内容が一人一人の個別の状況にかかわることでもありますので、経験豊かな保健婦、作業療法士を中心に十分相談し、丁寧な対応をしてまいりたいと考えております。

年間の対応量につきましては、ニーズによって異なりますので、一概に申し上げられませんが、横浜市の例などから見て、当面 300 件程度を目安に考えております。

(2) 開設当時の施設規模および内容

ア	造成敷地面積	1,623.68 m ²
イ	建築規模	鉄筋コンクリート造り 2階建て
ウ	延床面積	1,493.42 m ² (1階 879.35 m ² 2階 614.07 m ²)
	(内訳)	
	評価分析室	(1階 39.05 m ²)
	工作室	(1階 358.44 m ²)
	装着テスト室	(2階 248.18 m ²)
	機器部品保管庫	(1階 103.70 m ²) (2階 248.19 m ²)
	研修室	(1階 68.88 m ²)
	事務室	(1階 37.82 m ²)
エ	整備費	
	造成工事費	76,173 千円
	施設建築費	520,150 千円

小計	596,323 千円
備品費（工作機械、事務備品等）	37,914 千円
合計	634,237 千円

(3) 福祉用具センターの概要

ア 施設の名称

滋賀県福祉用具センター（滋賀県立長寿社会福祉センター（福祉用具に関する業務に限る。））

イ 設置の目的等

明るく活力のある長寿社会づくりを推進するとともに、高齢者や身体障害者に適合した福祉用具の普及を通じ、自立と社会参加の促進ならびに介護者の負担軽減を図ることを目的として、平成9年（1997年）1月に滋賀県立長寿社会福祉センターと一体的に整備された。現在は、滋賀県立長寿社会福祉センターが行う業務のうち福祉用具に関する業務を担う一部門が、福祉用具センターとして位置づけられている。

なお、福祉用具とは、福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成5年法律第38号）第2条において、「心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある老人又は心身障害者の日常生活上の便宜を図るための用具及びこれらの者の機能訓練のための用具並びに補装具」とされている。

ウ 本件条例

(ア) 本件条例第2条に掲げる業務のうち福祉用具に係るもの （業務）

第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (4) 福祉用具等の展示および普及
- (5) 福祉用具に係る利用者の相談に基づく改造および製作ならびに技術の開発
- (6) 福祉用具に係る技術についての関係機関等に対する指導

(イ) 本件条例第11条に掲げる指定管理の指定の手続のうち施設管理に係るもの （指定管理の指定の手続）

第11条

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

- (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容がセンターの効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 事業計画の内容がセンターの管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。

(4) 福祉用具センターの改造製作業務

ア 業務の現況

利用者が購入した福祉用具について、使用する環境において不適合がある、または市販品に適合する物がない場合、利用者およびその家族等と相談のうえ、必要に応じて、福祉用具の改造、製作を行うものである。

監査対象機関が令和3年8月に実施した「福祉用具常設展示場における改造業務の実施状況と専門職種の配置状況」の実態調査によると、県以外で福祉用具の改造業務等を実施しているのは全国で2か所のみであり、この2か所では、福祉用具本体を改造する業務は行っていない。

福祉用具センターにおける改造製作実施件数は下表のとおりであり、平成19年度以降減少傾向にある。監査対象機関は、この背景として、福祉用具センター開設時と比較して福祉用具に関する市場の発展や技術の発達にともない、利用者一人ひとりに適合した多様な商品が流通していること、また、介護保険法の制定により福祉用具がレンタルで利用できるようになり、改造するまでもなく業者によって迅速に交換されるようになったことなどとしている。

監査対象機関は、改造製作の相談について、福祉用具センターの作業療法士が相談者から福祉用具の使用目的を聞き取り、心身の状況や使用環境を評価し、関係機関へ作業対応の可否について確認した上で繋いでおり、また、相談者の希望に応じて、関係機関と相談者および福祉用具センター職員が立ち会いのもと、適合調整等を行っていることを確認している。

なお、このような対応によって、相談者からは、紹介された先が対応してくれなかった、あるいは製作された物が満足いかなかった等の申し出がないことも確認している。

改造製作実施件数

年度	改造製作件数	機械技術職員の人数 (人)		
		うち縫製以外に係る件数	うち縫製に係る件数	
平成19年度	165件	125件 (91人)	40件 (27人)	4
平成20年度	116件	88件 (68人)	28件 (17人)	4
平成21年度	105件	79件 (67人)	26件 (16人)	4
平成22年度	108件	78件 (60人)	30件 (11人)	3
平成23年度	87件	72件 (48人)	15件 (9人)	2
平成24年度	84件	66件 (36人)	18件 (9人)	2
平成25年度	56件	30件 (22人)	26件 (13人)	2
平成26年度	38件	21件 (13人)	17件 (7人)	2
平成27年度	36件	24件 (13人)	12件 (2人)	2
平成28年度	30件	16件 (11人)	14件 (2人)	2
平成29年度	20件	12件 (11人)	8件 (1人)	1
平成30年度	17件	2件 (1人)	15件 (2人)	1
令和元年度	9件	0件 (0人)	9件 (2人)	0
令和2年度	3件	0件 (0人)	3件 (2人)	0
令和3年度	7件	0件 (0人)	7件 (2人)	0
令和4年度	26件	0件 (0人)	26件 (4人)	0
令和5年度	7件	0件 (0人)	7件 (1人)	0
令和6年度	1件	0件 (0人)	1件 (1人)	0

※ () 内は改造製作件数の実人数

※令和6年度は11月末日時点

イ 工作室の活用状況

監査対象機関は、令和元年度以降の改造製作は、いずれも衣服の改造であったため、縫製技術者が対応に当たっているが、縫製作業の装着評価や工房で作製された自助具等の微調整を作業療法士らと工作室の備品等を活用しながら行っており、工作室を最大限活用していることを確認している。

(5) 物品処分

ア 本件物品

本件物品は、鋼材切断機や溶接機等 31 点で、そのうち、平成 8 年度に取得した物品が 29 点、平成 16 年度に取得した物品が 2 点であり、その詳細は次のとおりである。

本件物品一覧

物品番号	物品名	取得日	取得価格 (円)
96010866	ファインカット (鋼材切断機)	H8. 12. 10	215, 700
96010890	丸鋸切断機	H8. 12. 10	400, 100
96010853	精密高速旋盤	H8. 12. 10	3, 623, 000
96010854	精密小型旋盤	H8. 12. 10	2, 649, 600
96010852	フライス盤	H8. 12. 10	2, 801, 000
96010870	小型交流アーク溶接機	H8. 12. 10	58, 900
96010871	交直両用 T I G 溶接機	H8. 12. 10	332, 000
96010872	空圧スポット溶接機	H8. 12. 10	413, 100
96010867	集塵装置付きグラインダー	H8. 12. 10	140, 500
96010868	集塵装置付きベルトグラインダー	H8. 12. 10	158, 900
96010869	集塵装置付きバフグラインダー	H8. 12. 10	179, 500
96010857	スケアシャーリングマシン	H8. 12. 10	2, 920, 000
96010873	板金タタキ定盤	H8. 12. 10	251, 700
96010860	ボール盤	H8. 12. 10	128, 100
96010861	ボール盤	H8. 12. 10	73, 000
96010862	ダッピングボール盤	H8. 12. 10	169, 200
96010855	帯のこ機械	H8. 12. 10	400, 100
96010878	昇降丸鋸盤	H8. 12. 10	324, 400
96010856	万能折曲機	H8. 12. 10	2, 000, 700
96010874	作業台付き油圧パイプベンダー	H8. 12. 10	214, 100
96010875	万能木工機	H8. 12. 10	951, 700
96010876	集塵機	H8. 12. 10	128, 600
96010877	集塵機	H8. 12. 10	128, 600
96010879	全自動大入レルーター	H8. 12. 10	166, 500
96010881	フラットテーブルリフト	H8. 12. 10	220, 300

96010882	フラットテーブルリフト	H8. 12. 10	220, 300
96010883	フラットテーブルリフト	H8. 12. 10	220, 300
96011309	フラットテーブルリフト防水タイプ	H8. 12. 10	1, 784, 400
96010850	オイルフリースクロールコンプレッサー	H8. 12. 10	811, 100
04001191	鋼材曲げ機	H16. 7. 30	83, 790
04001192	ガス溶接・切断機	H16. 7. 30	129, 150
		合計 31 点	22, 298, 340

イ 本件物品の耐用年数

監査対象機関は、本件物品の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の耐用年数表の「機械・装置 — 鉄鋼業用設備 — その他設備」に該当し、14年と判断されている。

ウ 物品処分の事務手続

(ア) 物品処分にに関する規定

物品処分にに関する滋賀県財務規則（昭和 51 年滋賀県規則第 56 号。以下「規則」という。）は、次のとおりである。

<p>(処分の原則)</p> <p>第 171 条 県の所有に属する物品は、常に善良な管理のもとに効率的に運用するものとし、売払いを目的とした生産品を除くほか、修理、管理換え等による使用または飼育を図った後、県における一切の用途を廃止した物品に限り、不用の決定をして、売却、譲渡、譲与、交換および廃棄をすることができる。</p>
<p>(不用の決定)</p> <p>第 172 条 物品出納命令者は、使用の見込みのない物品または使用に耐えない物品について不用の決定をするときは、会計管理者、出納員または物品出納員に通知するものとする。</p>
<p>(物品の売却等)</p> <p>第 173 条 物品出納命令者は、不用物品については、第 162 条により再使用する場合を除き、適正な価格で売却しなければならない。ただし、買受人がないとき、または売り払うことが不利もしくは不相当と認めるときは、廃棄することができる。</p> <p>2 前項の規定により売却または廃棄をする物品出納命令者は、処分方法および処分の相手方を定め、物品処分調書により、会計管理者、出納員または物品出納員に払出しを命ずるものとする。この場合において、売却をするときは歳入徴収者に、有償による廃棄をするときは支出負担行為担当者にその措置を請求しなければならない。</p> <p>3 物品出納命令者は、売却物品を契約の相手方に引き渡すときは、当該相手方たる買受人から受領書を徴さなければならない。ただし、当該売却について契約書を作成するとき、または買受人が代金納付と同時に物品を引き取るときは、この限りでない。</p>
<p>(貸付け)</p> <p>第 176 条</p> <p>4 借受者から貸し付けた物品の返還を受けた物品出納命令者は、物品返納書（貸付・寄託返還）（別記様式第 115 号）を作成し、出納員または物品出納員に受入れを命ずるとともに、借用書等を借受者に返還しなければならない。</p>

(随意契約による場合の限度額等)

第 219 条 令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する規則 (※) で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(4) 財産の売払い 50 万円

(※: 地方自治法施行令において、地方公共団体が定める随意契約により契約することができる限度額)

(見積書の徴取)

第 220 条 契約担当者は、随意契約によるうとするときは、見積りに必要な事項を示して 2 人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、契約の性質または目的により次の各号のいずれかに該当する場合は、見積書を徴する者を 1 人とすることができる。

(7) 前各号に定めるもののほか、予定価格が 10 万円を超えない契約をするとき。

(イ) 物品処分に至る経過

物品処分に係る経過は以下のとおりであった。

令和 6 年 2 月 1 日 物品の返納決定 (規則第 176 条第 4 項)

令和 6 年 2 月 1 日 県総合支援システム掲示板「譲りますコーナー」で他の所属において使用される可能性がないか照会

令和 6 年 2 月 13 日 物品の不用決定 (規則第 172 条)

令和 6 年 3 月 1 日 物品処分に係る見積書の徴取依頼 (規則第 219 条第 1 項第 4 号および規則第 220 条第 1 項第 7 号)

令和 6 年 3 月 25 日 物品の売却処分決定 (以下、「本件物品処分決定」という。)、物品売却受領書徴取 (規則第 173 条)

3 判断

(1) 判断枠組み

ア 本件において、請求人は、本件物品処分決定が本件条例に反し違法である旨主張しているところ、その根拠として、本件条例第 2 条第 5 号の規定が工作機械等を用いた改造製作を義務付けていること、本件物品処分決定が本件条例第 11 条第 2 項第 2 号の趣旨に反すること、本件物品処分決定の必要性・合理性が認められないことを主張していると解されるため、判断することとする。

イ その上で、請求人は陳述において、本件物品処分決定が法第 237 条第 2 項に反し違法である旨予備的に主張しているため、判断することとする。

(2) 本件条例違反の主張について

ア 本件条例第 2 条第 5 号の規定が工作機械等を用いた改造製作業務を義務付けているという主張について

(イ) 請求人は、本件条例の制定に至る経緯や議会での審議内容から導かれる本件条例の制定趣旨、本件条例の明文規定内容、工作室の位置づけや態様からして、福祉用具センターにおいては、工作機械等を用いた福祉用具の改造製作業務が必ず行われなければならない旨主張している。

(イ) 本件条例第2条第5号の規定では、「福祉用具に係る利用者の相談に基づく改造および製作」とあり、福祉用具センターが行う業務の範囲が示されているのみで、工作機械等を用いた改造製作を行う旨は明記されていない。

そこで、福祉用具センター設置に係る条例の制定過程についてみると、2(1)イのとおり、健康福祉部長答弁で本件報告書に着目され福祉用具センターが整備されたことが述べられているところ、本件報告書は、改造製作業務について報告された項目は2(1)ア(ア)のとおりである。

これらを見ると、「福祉用具の適合性、機能性、快適性、安全性、使いやすさなどを装着テスト部門で評価したうえで、改良の是非や機能付加の適否の判断をして改良・改造を行う」などと示されており、改良の是非、手段、方法等の判断を福祉用具センターの裁量にゆだねていると認められる。

また、「企業の参画や情報交換を活発にすることによって、改良・改造機能をより充実することが必要」と示されていることは、福祉用具センター機能の充実のために企業の参画が当初から予定されていることが明らかであり、福祉用具センターが受けた相談について福祉用具センターだけではなく、関係機関の協力のもとで業務が実施されることを想定している趣旨であると認められる。

さらに、2(1)ア(ウ)のとおり「スタッフの構成については前年度検討結果報告の通りであるが、再度具体的に述べると次の要員を配置することが望まれる」と記載されているにとどまり、工作機械等を用いる技術者が必置とはなっていないことから工作機械等を用いた改造製作業務を義務付ける趣旨までは読み取れない。

(ウ) 2(1)イのとおり、福祉用具センター設置にあたって議会でなされた健康福祉部長の答弁については、福祉用具センターで行う業務についての見通しを述べたものに過ぎず、2(2)のとおり、工作室の面積が福祉用具センターの4分の1を占めることや福祉用具センター設立ときに工作室に設置されている設備に投資された公金の額についても、単に設立ときに実際に福祉用具センターで機械技術者による工作機械等を用いた改造製作業務を実施することも見込み、その体制を整えていたという状況を推認させるにとどまり、このことから直ちに工作機械等を用いた改造製作業務が必須条件となっていたことまで推認することはできない。

(エ) 以上のことから、本件条例第2条第5号の規定が福祉用具センターにおいて工作機械等を用いた改造製作業務を義務付けるものであるとは認められない。

イ 本件物品処分決定が本件条例第11条第2項第2号の趣旨に反するという主張について

(ア) 請求人は、福祉用具センターにおいては、床面積の約4分の1を占める工作室が設置されているにもかかわらず、その工作室において工作機械等を使用した福祉用具センターの改造製作業務を行うことができない状況とされたことは、福祉用具センターの効用を最大限に発揮できるようにして指定管理を行わなければならない本件条例第11条第2項第2号の趣旨にも反する旨主張している。

(イ) しかしながら、前記(2)アのとおり、本件条例第2条第5号の規定が工作機械等を用いた改造製作業務を行うことを義務付けていない以上、福祉用具センターの効用が最大限に発揮されるために必ずしも工作機械等を用いる必要はなく、2(4)イのとおり、縫製作業の装着評価や工房で作製された自助具等の微調整を福祉用具センターの作業療法士らと工作室で行

っており、その際には工作室の備品等を活用しながら行っていることを踏まえれば、福祉用具センターの効用を最大限に発揮できていない状況にあるとは認められない。

(ウ) よって、本件物品処分決定は本件条例第11条第2項第2号の趣旨に反しない。

ウ 本件物品処分決定の必要性・合理性が認められないという主張について

(ア) 請求人は、県社協が技術職職員を復職・雇用させれば、工作機械等を使用できない状況にもならず、本件物品処分決定を行う必要性・合理性は全く認められない旨主張している。

(イ) このことについて、監査対象機関は、福祉用具センターの改造製作業務の実績件数は2(4)アの表「改造製作実施件数」のとおり平成19年度以降減少しており、減少の理由として、平成12年の介護保険法の施行を皮切りに福祉用具市場の発展や技術が発達し多様な商品やレンタル品が流通するようになり、利用者一人一人の心身の状況や使用環境に適合した福祉用具が選択できること、製造業者によるカスタマイズができるようになったこと等によるとしており、福祉用具センターでは対応が難しい場合や、福祉用具メーカー等で対応可能な内容については、関係機関につなぐことで対応がされている実情がある。そのため、社会情勢や福祉用具センターにおける改造製作の実績や状況を踏まえると、必ずしも福祉用具センター自らが工作機械等を用いた改造製作業務を行う必要はないと判断し、本件物品が減価償却資産の耐用年数を経過していることも勘案したうえで処分を決定したとしている。

(ロ) 本件のような物品の処分については、その物品の耐用年数や使用期間、使用の可否、物品の使用見込みなどを踏まえ行われるものであることから、県に裁量権が認められると解するのが相当である。

監査対象機関が福祉用具センターと同様の機能をもつ施設や展示場47か所に行った聞き取りにおいて、利用者が使用する福祉用具に対して個別に改造を行う業務は実施されておらず、全国的にニーズが少ないことが推察され、介護保険法の制定など社会情勢の変化に伴い、現に福祉用具センターの改造製作業務の実績件数は減少しており、多様な商品やレンタル品の流通等により、今後福祉用具センターにおいて工作機械等を用いた改造製作業務を行う必要性が低いことが認められる。

また、2(4)アのとおり、福祉用具の多様化や製造業者による対応の充実により、福祉用具センターの作業療法士が相談者から福祉用具の使用目的を聞き取り、心身の状況や使用環境を評価し、関係機関へ作業対応の可否について確認し、つなぐことで十分な対応が行えていることは、相談者の希望に応じて関係機関、相談者および福祉用具センター職員が立ち会いのもと、適合調整等が行われていること、相談者から関係機関の対応の不備や福祉用具への不満等の申し出が確認されていないことから確かな事実であるといえ、耐用年数も十分に考慮した上で処分を行っていることも踏まえれば、本件物品処分決定は県の裁量の範囲内といえる。

(3) 地方自治法第237条第2項違反の予備的主張について

ア 陳述において請求人は、法第237条第2項は、普通地方公共団体の所有する物品について適正な対価なくこれを譲渡してはならないと規定されており、取得価格総額22,298,340円の本件物品はメンテナンスを行えば使用は可能であり、45,200円の金属くずとして売却されていることは適正な対価で譲渡したものとは到底言えないと主張している。

イ 物品の売却については、2(5)ウ(ア)のとおり、規則第173条に規定されており、規則や会計管

理局の通知に基づいて、処分手続を行うこととなっている。

前記(2)ウ(イ)において、監査対象機関が主張する理由のとおり、本件物品は使用の見込みもなく必要性が低いと判断されており、2(5)ウ(イ)のとおり、物品の処分にあたっては他の所属において使用される可能性がないか確認を行い、そうした見込みもない事を確認したうえで不用決定手続後に事業者から見積徴取を行い、規則第219条第1項第4号により、随意契約で売却が行われている。

また、2(5)アの「本件物品一覧」の各物品の取得日のとおり、すべての物品について減価償却資産の耐用年数を超え、大半の物品が耐用年数からさらに10年以上経過していることを鑑みれば、これまでの期間において継続的に使用された結果、これらの物品が減耗していることは容易に推察でき、メンテナンスを行えば使用可能であったとしても現在の資産としての価値は、社会通念上著しく低いと思料される。

ウ よって、廃棄にあたってはまず売却を検討することが基本であるとする県の方針に沿って本件物品の売却をしていること、売却にあたって本件物品の現在の資産としての価値は、社会通念上著しく低いと思料されることから、本件物品処分決定は法第237条第2項に反しない。

以上より、本件物品処分決定について請求人のいう違法性は認められない。

第5 請求の措置に対する判断

請求人は、県が調査の上で、A氏に対し、本件物品処分決定によって県に生じた損害につき、損害賠償を行うよう措置を求めているが、「第4 監査の結果」で述べたとおり、請求に理由がないものとして、棄却する。